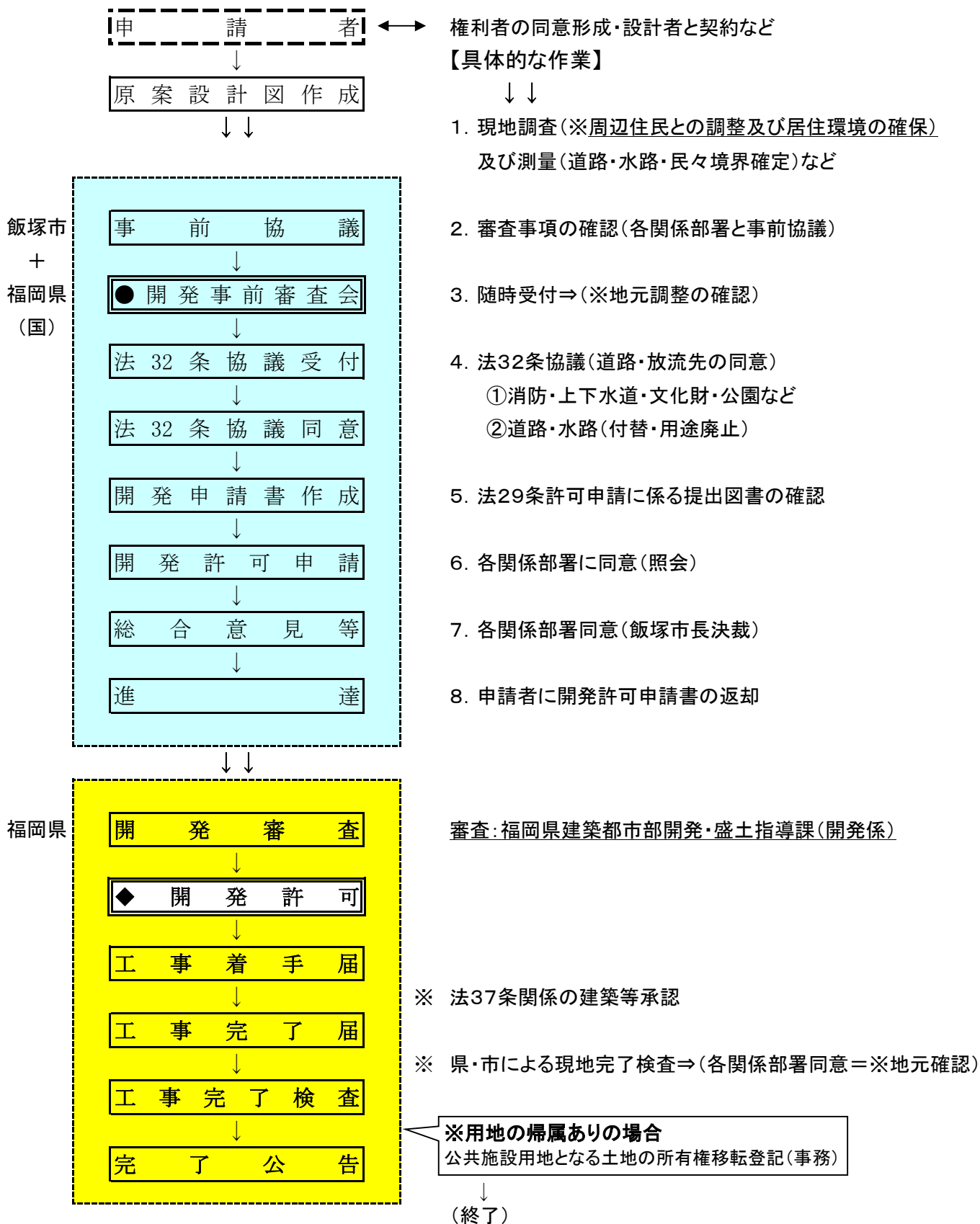


【1】 県開発：都市計画法に基づく開発行為フロー（開発区域3，000㎡以上）



注1) 開発事前審査会(飯塚市開発指導要綱)以降は、都市計画法及び福岡県の規程(様式等)に準ずる。
 注2) 開発許可事務等標準処理期間については、福岡県建築都市部開発・盛土指導課が作成した「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」(平成24年5月14日改正)P74を参照。……別紙1

(写)

都市計画法に基づく開発許可事務等標準処理期間

【福岡県】

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間		
		市町	県	計
開発行為の許可 (5ha未満)	法第29条第1項、第2項	10	20	30
〃 (5ha未満20ha以上)	〃	15	30	45
〃 (20ha以上)	〃	15	45	60
開発行為の変更許可	法第35条の2第1項	10	20	30
工事完了公告前の建築等承認	法第37条第1項	8	12	20
建築物の敷地等に関する制限の例外許可	法第41条第2項	10	15	25
予定建築物以外の建築等許可	法第42条第1項	8	17	25
開発許可を受けた区域以外における建築等許可	法第43条第1項	10	20	30
開発許可に基づく地位の承継の承認	法第45条	8	17	25
工事完了検査及び検査済証の交付	法第36条第2項	8	22	30
開発登録簿の謄本交付	法第47条第5項	—	5	5
諸証明書等の交付		10	10	20

注1 ここでは標準処理期間とは、適法な申請が行政庁に到達してから処分にかかるまで通常要すべき標準的な期間であって、行政庁の責に帰すことのできない事情により要する期間は含まない。

注2 開発審査会に付議するために要する期間(通常1ヶ月)は、標準処理期間に含まない。